

○厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例

施行規則

(平成17年4月1日)
規則第2号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)	1021
第2章 保有個人情報の取扱い等(第3条～第14条)	1021
第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止(第15条～第30条)	1026
第4章 不服申立て(第31条・第32条)	1030
第5章 雑則(第33条～第36条)	1031
附則	1031

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例(平成17年厚木愛甲環境施設組合同条第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公務員等の職務遂行に関する個人情報ファイル)

第2条 条例第2条第7号アに規定する実施機関が定めるものは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 条例第2条第7号アに規定する公務員等(以下「公務員等」という。)の職務の遂行に関して設置され、公務員等で構成される会議の構成員の名簿
- (2) 公務員等の職務に係る研修に関して作成された名簿
- (3) 管理者の組織内部又は管理者と他の実施機関及び条例第9条第3項第6号に規定する国の機関等との間の申込手続等に使用される書類のつづり
- (4) 時間外勤務等命令票、旅行命令票等定められた様式により作成され、専ら組合の職員の職務の遂行に関する個人情報が記録された書類のつづり
- (5) その他上記に類する個人情報ファイル

第2章 保有個人情報の取扱い等

(個人情報取扱事務登録簿の記載事項)

第3条 条例第8条第1項第6号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報取扱事務の変更又は廃止の区分及び年月日

(2) 個人情報の収集の時期

（個人情報ファイル登録簿に登録する個人情報ファイルに係る本人の数）

第4条 条例第8条第2項に規定する実施機関が定める本人の数は、100人とする。

（個人情報ファイル登録簿の記載事項）

第5条 条例第8条第2項第7号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報の収集先

(2) 個人情報の収集の時期

(3) 個人情報の記録の形態

(4) 条例第10条第1項各号の規定に該当して取扱目的以外の目的のための利用（以下「目的外利用」という。）又は提供（以下「提供」という。）をした場合にあっては、次に掲げる事項

ア 目的外利用をする実施機関名及び組織名又は提供を受ける者の氏名若しくは名称及び住所若しくは所在地

イ 目的外利用を始めた日又は提供をした日

ウ 目的外利用をする期間又は提供を受ける者が利用する期間

エ 目的外利用をする実施機関又は提供を受ける者の保有個人情報の利用目的

オ 目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容

カ 目的外利用又は提供をする保有個人情報の記録形態

（登録等の審査会への報告）

第6条 条例第8条第4項の規定による報告は、個人情報取扱事務開始（登録内容変更）届出書又は個人情報ファイル保有開始（登録内容変更）届出書により行うものとする。

2 条例第8条第5項の規定による報告は、個人情報取扱事務廃止（個人情報ファイル保有停止）届出書により行うものとする。

（個人情報取扱事務登録簿等の公表の方法）

第7条 条例第8条第6項の規定による公表は、組合事務室窓口への備付けその他の適当な方法により行うものとする。

（書面による同意）

第8条 条例第9条第3項第2号の規定による本人の同意は、次に掲げる事項を本人

に明示した上で、書面により得るものとする。

- (1) 個人情報の収集を行う実施機関名及び組織名
 - (2) 個人情報の収集目的
 - (3) 収集を行う個人情報の内容
 - (4) 収集を行う個人情報の記録の形態
 - (5) 個人情報の収集に応じないときの不利益に関する事項
 - (6) その他管理者が必要と認める事項
- 2 条例第10条第1項第2号の規定による本人の同意は、次に掲げる事項を本人に明示した上で、書面により得るものとする。
- (1) 目的外利用を行う実施機関名及び組織名又は提供を受ける者の氏名若しくは名称及び住所若しくは所在地
 - (2) 保有個人情報を保有している実施機関名及び組織名
 - (3) 目的外利用をする実施機関又は提供を受ける者の保有個人情報の利用目的
 - (4) 目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容
 - (5) 目的外利用又は提供をする保有個人情報の記録の形態
 - (6) 目的外利用又は提供をするに同意しないときの不利益に関する事項
 - (7) その他管理者が必要と認める事項
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない理由があるときは、口頭により本人の同意を得ることができる。この場合においては、その旨を記録しておかなければならない。
- (本人への通知)

第9条 条例第9条第5項の規定による通知は、個人情報収集通知書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭又は公告により行うことができる。

2 条例第10条第2項の規定による通知は、個人情報利用等通知書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭又は公告により行うことができる。

(目的外利用の手続)

第10条 条例第12条第3項に規定する個人情報管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）は、目的外利用をしようとするときは、目的外利用の手続について他の定めがある場合を除き、個人情報目的外利用申請書により当該保有個人情報を

管理している個人情報管理責任者に申請しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭により申請することができる。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の規定による申請があったときは、当該目的外利用が条例第10条第1項各号の規定に該当すること、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと等を確認した上で、当該目的外利用の可否について決定し、個人情報目的外利用決定通知書により当該申請をした個人情報管理責任者に通知しなければならない。

（提供の手続）

- 第11条** 提供を受けようとする者は、個人情報提供申請書その他の書面により管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該提供が条例第10条第1項各号の規定に該当すること、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと等を確認した上で、当該提供の可否について決定し、個人情報提供決定通知書により当該提供を受けようとする者に通知しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手続により提供をするものとする。

- (1) 法令等に定められた手続により、外部提供の申請がされたとき。
(2) 国又は他の地方公共団体が定める手続により、外部提供の申請がされたとき。

（提供先へ求める措置）

- 第12条** 条例第11条の規定により提供を受ける者に求める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の利用目的、利用期間及び利用範囲を明示すること。
(2) 次に掲げる事項を提供の条件とすること。
ア 個人情報の秘密の保持に関する事項
イ 利用目的の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項
ウ 第三者への個人情報の提供の禁止に関する事項
エ 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
オ 利用期間終了後又は利用目的の達成後の返還義務又は廃棄義務に関する事項
カ 個人情報の取扱いに関する事故の発生時における報告義務に関する事項
キ 個人情報の取扱いに関する立入検査及び調査に応ずる義務に関する事項
ク その他個人情報の保護に関し必要な事項

(委託に伴う措置)

第13条 条例第13条第1項又は第2項の規定により講じなければならない措置は、次に掲げるものとする。

- (1) あらかじめ、条例第14条に規定する受託者（以下「受託等」という。）の個人情報の保護に対する管理体制について調査すること。
- (2) 受託者に対して、条例第14条に規定する受託業務（以下「受託業務」という。）の内容に応じて個人情報の利用目的及び利用範囲を明確に示すとともに、当該受託業務を処理するために取り扱わせる個人情報を必要最小限にとどめること。
- (3) 委託に関する契約書その他これに類する書類又は仕様書（以下「契約書等」という。）に次に掲げる事項を明記すること。
 - ア 個人情報の秘密の保持に関する事項
 - イ 個人情報の適正な管理に関する事項
 - ウ 受託業務の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項
 - エ 第三者への個人情報の提供の禁止に関する事項
 - オ 再委託の禁止又は制限に関する事項
 - カ 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
 - キ 委託期間終了後若しくは受託業務終了後の返還義務又は廃棄義務に関する事項
 - ク 個人情報の取扱いに関する事故の発生時における報告義務に関する事項
 - ケ 個人情報の取扱いに関する立入検査及び調査に応ずる義務に関する事項
 - コ アからケまでに掲げる事項に違反した場合における次に掲げる事項
 - (ア) 委託に関する契約書にあっては、契約の解除に関する事項
 - (イ) 損害賠償に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、必要に応じて契約書等に次に掲げる事項を明記すること。
 - ア 個人情報の収集の制限に関すること。
 - イ 個人情報の搬送を伴う委託に関する契約書等にあっては、当該搬送に関する事項
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項（個人情報管理責任者）

第14条 個人情報管理責任者は、厚木愛甲環境施設組合職務権限規程（平成16年厚木愛甲環境施設組合訓令第2号）第5条に規定する事務局長をもって充てる。

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

（相続人等）

第15条 条例第15条第2項に規定する相続人等（以下「相続人等」という。）が同項の規定により開示請求をすることができる保有個人情報は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保有個人情報とする。

- (1) 死者の相続人 被相続人である当該死者から相続した財産（以下「相続財産」という。）又は不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務（以下「損害賠償請求権等」という。）に関する保有個人情報
- (2) 死者の親権者 当該死者を本人とする保有個人情報
- (3) 死者の配偶者（婚姻の届出をしてないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子又は父母 当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権、遺贈その他の権利義務（以下「慰謝料請求権等」という。）に関する保有個人情報
- (4) 前各号に掲げる者のほか、審査会の意見を聴いた上で、管理者が認める死者の
関係者 管理者が認める保有個人情報

（代理人）

第16条 条例第15条第3項第2号及び第30条第4項第2号に規定する実施機関が認める場合における代理人は、次の各号に掲げる保有個人情報について、開示請求又は訂正等の請求（以下「開示請求等」という。）をする場合における当該各号に定める者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第876条の4第1項の規定により代理権を付与された事項に関する保有個人情報 同法第11条の2の規定により付された当該代理権を有する保佐人
- (2) 民法第876条の9第1項の規定により代理権を付与された事項に関する保有個人情報 同法第15条の規定により付された当該代理権を有する補助人
- (3) 任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第1号に規定する任意後見契約により代理権を付与された事項に関する保有個人情報 同条第4号に規定する当該代理権を有する任意後見人
- (4) 本人又は相続人等が入院中、歩行困難、外国出張中等の理由により、開示請求

等をすることが著しく困難であると認められる場合において、当該本人から開示請求等について委任された事項に関する保有個人情報 当該委任契約により委任された権限を有する者

(自己情報開示請求書)

第17条 条例第16条第1項の規定による請求は、自己情報開示請求書により行うものとする。

(自己情報訂正等請求書)

第18条 条例第31条第1項の規定による請求は、自己情報訂正等請求書により行うものとする。

(自己情報開示請求書等の記載事項)

第19条 条例第16条第1項第3号及び第32条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第15条第3項及び第30条第4項に規定する法定代理人等（以下「法定代理人等」という。）が開示請求等をしようとする場合にあつては、次に掲げる事項
 - ア 当該開示請求等に係る本人（相続人等に代わって開示請求等をしようとする場合にあつては、本人及び相続人等）の氏名及び住所
 - イ 本人（相続人等に代わって開示請求等をしようとする場合にあつては、相続人等。次号において同じ。）が未成年者であるときは、その者の生年月日
 - ウ 法定代理人又は代理人の別
- (2) 代理人が開示請求等をしようとする場合にあつては、本人が開示請求等を行うことができない理由及び本人と代理人との関係
- (3) 開示請求をしようとする場合にあつては、開示請求をしようとする者が求める開示の方法

(本人等であることを示す書類)

第20条 条例第16条第2項、第27条第2項及び第31条第2項第1号に規定する本人であることを示す書類で実施機関が定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に規定する様式によるものに限る。）

- (4) 外国人登録証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署（独立行政法人等を含む。）が発行した免許証、許可証、資格証、身分証明書その他これらに類するもの又は法人が発行した身分証明書その他これに類するもので、次のア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 写真と台紙に割印又はプレスによる証印があり、かつ、発行者の記名押印があるもの
- イ 写真と台紙に改ざん防止のための特殊加工がされたもので、かつ、発行者の記名押印があるもの
- (6) 健康保険の被保険者証、年金手帳その他これらに類する書類のいずれか2以上の書類

2 条例第16条第2項、第27条第2項及び第31条第2項第1号に規定する相続人等であること、又は法定代理人等であることを示す書類で実施機関が定めるものは、前項に掲げる書類及び別表に掲げる書類とする。

（開示決定等の通知）

第21条 条例第21条第1項の規定による通知は、保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたときは個人情報開示決定通知書により、保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときは個人情報一部開示決定通知書により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による通知は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき、及び開示請求を拒否するときは個人情報不開示決定通知書により、保有個人情報を保有していないときは個人情報不存通知書により行うものとする。

（訂正等の決定等の通知）

第22条 条例第33条第1項の規定による通知は、個人情報訂正等決定通知書により行うものとする。

2 条例第33条第2項の規定による通知は、個人情報不訂正等決定通知書により行うものとする。

（開示決定等の期間延長等の通知）

第23条 条例第22条第2項及び第35条第2項の規定による通知は、個人情報開示訂正等決定等期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第23条及び第35条の規定による通知は、個人情報開示訂正等決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第24条 条例第25条第1項及び第36条第1項の規定による通知は、個人情報開示訂正等請求事案移送通知書により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知等)

第25条 条例第26条第1項及び第2項並びに第37条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあっては、条例第26条第2項に該当する場合に限る。)とする。

(1) 開示請求等の年月日

(2) 条例第26条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第26条第1項及び第2項並びに第37条第1項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書により行うものとする。

3 条例第26条第1項及び第2項並びに第37条第1項に規定する意見書は、開示訂正等に対する意見書とする。

4 条例第26条第3項及び第37条第2項(条例第39条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示訂正等決定通知書により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第26条 条例第27条第1項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複製した物の交付

(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を管理者が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機

器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付

(保有個人情報の閲覧又は視聴)

第27条 保有個人情報(保有個人情報を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力した物及びこれを複写した物並びに専用機器により再生したものを含む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴は、管理者が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報を丁寧に扱うとともに、当該保有個人情報を汚損し、又は破損してはならない。

3 前2項の規定に違反した者に対しては、管理者は、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(口頭による開示)

第28条 条例第28条第1項の規定により口頭により開示請求ができる保有個人情報を定めたときは、定めた内容を告示するものとする。

(保有個人情報の写し等の交付部数等)

第29条 条例第27条第1項及び第28条第2項の規定による写し等の交付の部数は、開示請求をした者1人につき1部とする。

2 条例第29条第2項に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(訂正等をした場合の提供先への措置の要求等)

第30条 条例第38条第1項の規定による措置の要求は、個人情報訂正等通知書により行うものとする。

2 条例第38条第1項の規定による報告は、個人情報訂正等報告書により行うものとする。

3 条例第38条第2項の規定による通知は、個人情報訂正等措置通知書により行うものとする。

第4章 不服申立て

(諮問をした旨の通知)

第31条 条例第39条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書により行うものとする。

(審査会提出資料等の閲覧等)

第32条 条例第43条第1項の規定による閲覧又は写しの交付の請求は、個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書により行わなければならない。

2 管理者は、前項の個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書が提出された場合において、当該請求の全部を承諾するときは個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書により、当該請求の一部を承諾するときは個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書により、当該請求の全部を拒むときは個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書により、当該請求をした者に通知するものとする。

第5章 雑則

(苦情の申出)

第33条 条例第48条第1項に規定する苦情の申出は、自己情報取扱苦情申出書により行うものとする。

2 条例第48条第4項の規定による通知は、個人情報取扱苦情結果通知書により行うものとする。

(郵送による請求等の申出)

第34条 開示請求等又は苦情の申出をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、別に定めるところにより、郵送でその請求若しくは申出をし、又は保有個人情報の開示を受けることを申し出ることができる。

(過料)

第35条 条例第56条の規定により過料を科する場合は、過料処分通知書によりその旨を通知し、納入通知書により徴収する。

(その他)

第36条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例施行規則(平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第20号)は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によって行われた処分、手続その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

別表 (第20条関係)

区 分		書 類
相 続 人	死者の相続人 相続財産に関する保有個人情報を開示請求等しようとする場合	次に掲げる書類のすべて (1) 不動産登記簿、遺言書、遺産分割協議書その他の死者の財産を相続人が相続したことを証する書類 (2) 戸籍謄本その他の相続人であることを証する書類
	損害賠償請求権等に関する保有個人情報を開示請求等しようとする場合	次に掲げる書類のすべて (1) 示談書、和解書、裁判の確定判決書その他の死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証する書類 (2) 遺言書、遺産分割協議書、裁判の確定判決書その他の相続人が損害賠償請求権等を相続したことを証する書類 (3) 戸籍謄本その他の相続人であることを証する書類
人 等	死者の親権者	戸籍謄本、住民票の写しその他の死者の親権者であることを証する書類
	死者の配偶者、子又は父母	次に掲げる書類のすべて (1) 示談書、和解書、裁判の確定判決書、遺言書その他の死者の配偶者、子又は父母が慰謝料請求権等を取得していたことを証する書類 (2) 戸籍謄本、住民票の写しその他の死者の配偶者、子又は父母であることを証する書類
	死者の配偶者等	戸籍謄本、住民票の写しその他の死者の配偶者等であることを証する書類
	管理者が認める死者の関係者	管理者が必要と認める書類
	未成年者の法定代理人	戸籍謄本、住民票の写しその他の未成年者の法定代理人であることを

〔厚木愛甲環二〕

101111

本人に代わって開示請求等をしようとする法定代理人等		証する書類
	成年被後見人の法定代理人	後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書(以下「登記事項証明書」という。)その他の成年被後見人であることを証する書類
	保佐人	登記事項証明書その他の保佐人であること及び付与された代理権の範囲を証する書類
	補助人	登記事項証明書その他の補助人であること及び付与された代理権の範囲を証する書類
	任意後見人	登記事項証明書その他の任意後見人であること及び付与された代理権の範囲を証する書類
	委任契約により委任された権限を有する者	本人の押印及び次に掲げる事項の記載のある委任状 (1) 本人の住所、氏名及び生年月日 (2) 委任事項 (3) 代理人の住所、氏名及び生年月日
	本人の配偶者等	次に掲げる書類のすべて (1) 戸籍謄本、住民票の写しその他の本人の配偶者等であることを証する書類 (2) 介護保険被保険者証、身体障害者手帳その他の本人が自ら請求することができないことを証する書類
相続人等に代わって開示請求等をしようとする法定代理人等(本人の配偶者等を除く。)	この表の左欄に掲げる相続人等の区分に応じ、当該右欄に掲げる書類及び法定代理人等の区分に応じ、当該右欄に掲げる書類	

(厚木愛甲環二)

一〇三四

備考 相続人等に代わって開示請求等をしようとする委任契約により委任された権限を有する者に対するこの表の適用については、同表中「本人の」とあるのは、「相続人等の」と読み替えるものとする。